不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

# 岩手県規則第6号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (消防法施行細則の一部改正)

第1条 消防法施行細則(昭和35年岩手県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号(第2条関係)	様式第1号(第2条関係)
[略]	[略]
備考 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。	備考 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。
様式第2号(第2条関係)	様式第2号(第2条関係)
[略]	[略]
備考 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。	備考 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。
様式第3号(第2条関係)	様式第3号(第2条関係)
[略]	[略]
備考 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること。	備考 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A4とすること。
様式第6号ア(第1条の2関係)	様式第6号ア(第1条の2関係)
[略]	[略]
備考1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること	備考1 この用紙の大きさは、 $日本産業規格A4とすること$
0	۰
2~4 [略]	$2 \sim 4$ [略]
様式第6号イ(第1条の2関係)	様式第6号イ(第1条の2関係)
[略]	[略]
備考1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A4とすること	備考1 この用紙の大きさは、 $1$ 日本産業規格 $1$ 0年をこと
۰	۰
2~4 [略]	2~4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則 (平成10年岩手県規則第151号) の一部を次のように改正する。

	改正前				改正後
別	表(第7条の2関係)			別	表(第7条の2関係)
	区 分	単 位	金 額		区分単位金額
	1 乾式の複写機による写し(日本	[略]			1 乾式の複写機による写し(日本 [略]
	工業規格A列3番の大きさまでの				産業規格A列3番の大きさまでの
	ものに限る。)				ものに限る。)
	[略]				[略]
備	考 改正部分は、下線の部分である。			•	

(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第3条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

		改正前			改正後					
別	表第1(第6条関係	<u> </u>			別	表第1(第6条関係	<u> </u>			
	×	分	単 化	立 金 額		×	分	単位	立 金 額	
	1 乾式の複写機	こよる写し( <u>日本</u>	[略]			1 乾式の複写機	こよる写し( <u>日本</u>	[略]		
	工業規格A列3	番の大きさまでの				<u>産業規格</u> A列3	番の大きさまでの			
	ものに限る。)					ものに限る。)				
	[略]	-				[略]	1			
別	表第2(第6条関係	<u>{</u> )			別	表第2(第6条関係	₹)			
	開示の実施の方法	区 分		金額		開示の実施の方法	区 分		金額	
	複製物の交付	1 光ディスク	(日本工業	[略]		複製物の交付	1 光ディスク	(日本産業	[略]	
		<u>規格</u> X0606及び	×X 6281に				<u>規格</u> X0606及ひ	×X 6281に		
		適合する直径1	.20ミリメ				適合する直径1	20ミリメ		
		ートルの光ディ	スクの再				ートルの光ディ	スクの再		
		生装置で再生す	つることが				生装置で再生す	つることが		
		可能なもので	あって、				可能なもので	あって、		
		700メガバイト	のものに				700メガバイト	のものに		
		限る。)に複製	見した複製				限る。)に複製	見した複製		
		物					物			
		[略]					[略]			
	紙その他これに類	1 乾式の複写機	後によ	[略]		紙その他これに類	1 乾式の複写機	とによ	[略]	
	するものに印字し	る写し( <u>日本</u> ]	<u>工業規</u>			するものに印字し	る写し( <u>日本産</u>	至業規		
	、又は印画したも	<u>格</u> A列3番のカ	<b>こきさ</b>			、又は印画したも	<u>格</u> A列3番の大	<b>さき</b>		
	のの写しの交付	までのものに防	きる。			のの写しの交付	までのものに随	える。		
		)					)			
		[略]					[略]			
備	考 改正部分は、下	「線の部分である。								
	(知事が保有する個	人情報の保護等に	関する規則	の一部改正)	)					

第4条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県規則第105号)の一部を次のように改正する。

	改正前						改正後	
別	表第1(第11条関係)					牙	刑表第1(第11条関係)	
	区 分	単	位	金	額		区分単位金額	
	1 乾式の複写機による写し(日本	[略]					1 乾式の複写機による写し(日本 [略]	
	工業規格A列3番の大きさまでの						産業規格A列3番の大きさまでの	
	ものに限る。)						ものに限る。)	
	[略]						[略]	
別	表第2(第11条関係)					5	刑表第2(第11条関係)	
	開示の実施の方法 区 分		2	金	額		開示の実施の方法 区 分 金 額	

複製物の交付	1 光ディスク (日本]	<u>「業</u> [略]
	<u>規格</u> X0606及びX628	1に
	適合する直径120ミリ	ノメ
	ートルの光ディスクの	)再
	生装置で再生すること	こが
	可能なものであって	
	700メガバイトのもの	つに
	限る。)に複製した複	复製
	物	
	[略]	
紙その他これに類	1 乾式の複写機によ	[略]
するものに印字し	る写し( <u>日本工業規</u>	
、又は印画したも	格A列3番の大きさ	
のの写しの交付	までのものに限る。	
	)	
	[略]	

複製物の交付	1 光ディスク (日本産業	[略]
	<u>規格</u> X0606及びX6281に	
	適合する直径120ミリメ	:
	ートルの光ディスクの再	Ê
	生装置で再生することが	2
	可能なものであって、	
	700メガバイトのものに	-
	限る。)に複製した複製	Į
	物	
	[略]	
紙その他これに類	1 乾式の複写機によ	[略]
するものに印字し	る写し( <u>日本産業規</u>	
、又は印画したも	格A列3番の大きさ	
のの写しの交付	までのものに限る。	
	)	
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則(平成13年岩手県規則第140号)の一部を次 のように改正する。

## 改正前

(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)

第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びそ 第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びそ の結果の記録は、次に定めるところによる。

- [略] (1)
- (2) 健康有害物質のうち第6条第9号から第18号まで、第 22号及び第27号に掲げるものによる土壌の汚染状態の測定 は、前号に規定する方法又は<u>日本工業規格</u>K0804に定める 検知管式ガス測定器により測定する方法のいずれかの方法 により行うこと。ただし、検知管式ガス測定器による測定 の結果において、当該健康有害物質が検出された場合は、 さらに前号に規定する方法により行うこと。

 $(3)\sim(5)$  [略]

「略]

別表第7 (第10条、第42条関係)

ばいじんの排出基準

[略]

備考1 [略]

この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式

改正後

(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)

の結果の記録は、次に定めるところによる。

- [略] (1)
- (2) 健康有害物質のうち第6条第9号から第18号まで、第 22号及び第27号に掲げるものによる土壌の汚染状態の測定 は、前号に規定する方法又は<u>日本産業規格</u>K0804に定める 検知管式ガス測定器により測定する方法のいずれかの方法 により行うこと。ただし、検知管式ガス測定器による測定 の結果において、当該健康有害物質が検出された場合は、 さらに前号に規定する方法により行うこと。

 $(3) \sim (5)$ [略]

「略]

別表第7(第10条、第42条関係)

ばいじんの排出基準

[略]

備考1 [略]

この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式

により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O n}{21 - O s} \cdot C s$$

この式において、C、On、Os及びCs は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C ばいじんの量(単位 グラム)
- On 別表第1の1の項に掲げる施設にあっては12、別表第1の2の項に掲げる施設にあっては16とする。
- Os 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度 が20パーセントを超える場合にあっ ては20パーセントとする。(単位 百分率)
- Cs <u>日本工業規格</u> Z 8808に定める方法に より測定されたばいじんの量(単位 グラム)

3 • 4 [略]

別表第16(第33条、第35条関係)

土壌の基準値及び測定方法

番	号	健康有 害物質 の種類	基準値	測定方法
]	1	[略]		<u>日本工業規格</u> K0102の55に定め
				る方法
4	2	[略]		日本工業規格K0102の38に定め
				る方法(日本工業規格K0102の
				38・1・1及び38の備考11に定
				める方法を除く。)又は水質汚
				濁に係る環境基準について (昭
				和46年環境庁告示第59号)付表
				1に掲げる方法
Ş	3	[略]		環境大臣が定める排水基準に係
				る検定方法付表1に掲げる方法
				又は <u>日本工業規格</u> K0102の31・
				1に定める方法のうちガスクロ
				マトグラフ法以外のもの(メチ
				ルジメトンにあっては、環境大
				臣が定める排水基準に係る検定
				方法付表2に掲げる方法)
4	4	[略]		日本工業規格K0102の54に定め

により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O n}{21 - O s} \cdot C s$$

この式において、C、On、Os及びCs) は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C ばいじんの量(単位 グラム)
- On 別表第1の1の項に掲げる施設にあっては12、別表第1の2の項に掲げる施設にあっては16とする。
- Os 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度 が20パーセントを超える場合にあっ ては20パーセントとする。(単位 百分率)
- Cs <u>日本産業規格</u> Z 8808に定める方法に より測定されたばいじんの量(単位 グラム)

3・4 [略]

別表第16(第33条、第35条関係)

土壌の基準値及び測定方法

	健康有		
番号	害物質	基準値	測定方法
	の種類		
1	[略]		日本産業規格K0102の55に定め
			る方法
2	[略]		日本産業規格K0102の38に定め
			る方法( <u>日本産業規格</u> K0102の
			38・1・1及び38の備考11に定
			める方法を除く。)又は水質汚
			濁に係る環境基準について(昭
			和46年環境庁告示第59号)付表
			1に掲げる方法
3	[略]		環境大臣が定める排水基準に係
			る検定方法付表1に掲げる方法
			又は <u>日本産業規格</u> K0102の31・
			1に定める方法のうちガスクロ
			マトグラフ法以外のもの(メチ
			ルジメトンにあっては、環境大
			臣が定める排水基準に係る検定
			方法付表2に掲げる方法)
4	[略]		<u>日本産業規格</u> K0102の54に定め

		る方法		
5	[略]	日本工業規格K0102の65・2 (	5	
		日本工業規格K0102の65・2・		
		7を除く。)に定める方法(た		
		だし、 <u>日本工業規格</u> K0102の65		
		・2・6に定める方法により塩		
		分の濃度の高い試料を測定する		
		場合にあっては、日本工業規格		
		K0170-7の7のa)又はb)に		
		定める操作を行うものとする。		
		)		
6	[略]	日本工業規格K0102の61に定め	6	
		る方法		
[略]			[略]	
10	[略]	日本工業規格K0125の5・1、	10	
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·		
		1又は5・5に定める方法		
11	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	11	
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·		
		1又は5・5に定める方法		
12	[略]	日本工業規格K0125の5・1、	12	
		5・2又は5・3・2に定める		
		方法		
13	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	13	
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·		
		1又は5・5に定める方法		
14	[略]	日本工業規格K0125の5・1、	14	
		5・2、5・3・1又は5・3		
		・2に定める方法		
15	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	15	
		5・2又は5・3・2に定める		
		方法		
16	[略]	シス体にあっては <u>日本工業規格</u>	16	
		K0125の5・1、5・2又は5		
		・3・2に定める方法、トラン		
		ス体にあっては <u>日本工業規格</u> K		
		0125の5・1、5・2又は5・		
		3・1に定める方法		
17	[略]	日本工業規格K0125の5・1、	17	
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·		

		る方法
5	[略]	日本産業規格 K 0102の65・2 (
		日本産業規格 K 0102の65・2・
		7を除く。)に定める方法(た
		だし、 <u>日本産業規格</u> K0102の65
		・2・6に定める方法により塩
		分の濃度の高い試料を測定する
		場合にあっては、日本産業規格
		K0170-7の7のa)又はb)に
		定める操作を行うものとする。
		)
6		日本産業規格K0102の61に定め
		る方法
[略]		
10	 「略]	日本産業規格K0125の5・1、
	E- H 3	$5 \cdot 2 \cdot 5 \cdot 3 \cdot 1 \cdot 5 \cdot 4 \cdot$
		1 又は5・5 に定める方法
11		日本産業規格K0125の5・1、
11	[41]	5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·
		1 又は5・5に定める方法
12		日本産業規格K0125の5・1、
12	[41]	5・2又は5・3・2に定める
		方法
13		日本産業規格K0125の5・1、
10	FH 3	5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·
		1 又は5・5 に定める方法
14	[略]	日本産業規格K0125の5・1、
	LH.3	5・2、5・3・1又は5・3
		<ul><li>・2に定める方法</li></ul>
15	[略]	日本産業規格K0125の5・1、
	C-HJ	5・2又は5・3・2に定める
		方法
16	[略]	シス体にあっては日本産業規格
_~	5.43	K0125の5・1、5・2又は5
		・3・2に定める方法、トラン
		ス体にあっては日本産業規格K
		0125の5・1、5・2又は5・
		3・1に定める方法
17	[略]	日本産業規格 K 0125 の 5 ・ 1 、
1.4	「加口.7	日本压水沉值110120070 1、

		1又は5・5に定める方法
18	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·
		1又は5・5に定める方法
19	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、
		5・2又は5・3・1に定める
		方法
[略]		
23	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、
		5・2又は5・3・2に定める
		方法
24	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の67・2、
		67・3 又は67・4 に定める方法
25	[略]	日本工業規格K0102の47・1、
		47・3 又は47・4 に定める方法
26	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の34・1(
		<u>日本工業規格</u> K0102の34の備考
		1を除く。) 若しくは34・4 (
		妨害となる物質としてハロゲン
		化合物又はハロゲン化水素が多
		量に含まれる試料を測定する場
		合にあっては、蒸留試薬溶液と
		して、水約200ミリリットルに硫
		酸10ミリリットル、りん酸60ミ
		リリットル及び塩化ナトリウム
		10グラムを溶かした溶液とグリ
		セリン250ミリリットルを混合し
		、水を加えて1,000ミリリットル
		としたものを用い、 <u>日本工業規</u>
		<u>格</u> K0170-6の6図2注記のア
		ルミニウム溶液のラインを追加
		する。) に定める方法又は日本
		工業規格 K0102の34・1・1 c)
		(注(²)第3文及び <u>日本工業規</u>
		<u>格</u> K0102の34の備考1を除く。
		)に定める方法(懸濁物質及び
		イオンクロマトグラフ法で妨害
		となる物質が共存しないことを
		確認した場合にあっては、これ
		を省略することができる。)及

		1 又は5・5に定める方法
18	[略]	日本産業規格 K 0125 の 5 ・ 1 、
10	「hd ]	5·2、5·3·1、5·4·
		1 又は5・5に定める方法
10	Fm⁄z ¬	
19	[略]	日本産業規格 K 0125の 5 ・ 1 、
		5・2又は5・3・1に定める
- Fm/r		方法
[略]	5-4-3	
23	[略]	日本産業規格 K 0125の 5 ・ 1 、
		5・2又は5・3・2に定める
		方法
24	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の67・2、
		67・3又は67・4に定める方法
25	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の47・1、
		47・3又は47・4に定める方法
26	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の34・1 (
		日本産業規格K0102の34の備考
		1を除く。) 若しくは34・4 (
		妨害となる物質としてハロゲン
		化合物又はハロゲン化水素が多
		量に含まれる試料を測定する場
		合にあっては、蒸留試薬溶液と
		して、水約200ミリリットルに硫
		酸10ミリリットル、りん酸60ミ
		リリットル及び塩化ナトリウム
		10グラムを溶かした溶液とグリ
		セリン250ミリリットルを混合し
		、水を加えて1,000ミリリットル
		としたものを用い、 <u>日本産業規</u>
		格K0170-6の6図2注記のア
		ルミニウム溶液のラインを追加
		する。)に定める方法又は日本
		産業規格K0102の34・1・1 c)
		(注( <sup>2</sup> )第3文及び日本産業規
		格K0102の34の備考1を除く。
		)に定める方法(懸濁物質及び
		イオンクロマトグラフ法で妨害
		となる物質が共存しないことを
		確認した場合にあっては、これ
		を省略することができる。)及

び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法

[略]

#### 備考1~4 [略]

5 1,2一ジクロロエチレンの濃度は、<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

#### 付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。
  - (1) (2) [略]
  - (3) 試料液の調製

試料(単位グラム)と溶媒(水(<u>日本工業規格</u>K 0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下この表において同じ。))(単位ミリリットル)とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4) • (5) [略]

[略]

 $2 \sim 4$  「略]

別表第17(第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

番	号	健康有 害物質 の種類	基準値	測定方法
1		[略]		<u>日本工業規格</u> K0102の55・2、
				55・3又は55・4に定める方法
2		[略]		<u>日本工業規格</u> K0102の38・1・
				2 (日本工業規格 K0102の38の
				備考11を除く。以下同じ。)及
				び38・2に定める方法、 <u>日本工</u>
				<u>業規格</u> K0102の38・1・2及び
				38・3に定める方法、 <u>日本工業</u>
				<u>規格</u> K0102の38・1・2及び38

び水質汚濁に係る環境基準につ いて付表7に掲げる方法

[略]

## 備考1~4 [略]

5 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

#### 付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。
  - (1) (2) [略]
  - (3) 試料液の調製

試料(単位グラム)と溶媒(水(<u>日本産業規格</u>K 0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下この表において同じ。))(単位ミリリットル)とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4)・(5) [略]

[略]

 $2 \sim 4$  「略]

別表第17(第33条、第35条関係)

地下水の基準値及び測定方法

	健康有		
番号	害物質	基準値	測定方法
	の種類		
1	[略]		<u>日本産業規格</u> K0102の55・2、
			55・3又は55・4に定める方法
2	[略]		<u>日本産業規格</u> K0102の38・1・
			2( <u>日本産業規格</u> K0102の38の
			備考11を除く。以下同じ。)及
			び38・2に定める方法、 <u>日本産</u>
			<u>業規格</u> K0102の38・1・2及び
			38・3に定める方法、 <u>日本産業</u>
			<u>規格</u> K0102の38・1・2及び38

		・5に定める方法又は水質汚濁	1		・5に定める方法又は水質
		に係る環境基準について付表1			に係る環境基準について付
		に掲げる方法			に掲げる方法
3	[略]	日本工業規格K0102の54に定め	3	[略]	日本産業規格K0102の54に
		る方法			る方法
4	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の65・2(	4	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の65・
		<u>日本工業規格</u> K0102の65・2・			<u>日本産業規格</u> K0102の65・
		7を除く。)に定める方法(た			7を除く。)に定める方法
		だし、 <u>日本工業規格</u> K0102の65			だし、 <u>日本産業規格</u> K0102
		・2・6に定める方法により塩			・2・6に定める方法によ
		分の濃度の高い試料を測定する			分の濃度の高い試料を測定
		場合にあっては、 日本工業規格			場合にあっては、日本産業
		K0170-7の7のa)又はb)に			K0170-7の7のa)又はt
		定める操作を行うものとする。			定める操作を行うものとす
		)			)
5	[略]	日本工業規格 K 0102の61・2、	5	[略]	日本産業規格K0102の61・
		61・3 又は61・4 に定める方法			61・3又は61・4に定める力
[略]			[略]		,
9	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	9	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·			5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 ·
		1又は5・5に定める方法			1 又は5・5 に定める方法
10	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	10	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·			5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 ·
		1又は5・5に定める方法			1又は5・5に定める方法
11	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	11	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・
		5・2又は5・3・2に定める			5・2又は5・3・2に定
		方法			方法
12	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	12	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·			5 · 2 , 5 · 3 · 1 , 5 ·
		1又は5・5に定める方法			1又は5・5に定める方法
13	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	13	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・
		5・2、5・3・1又は5・3			5・2、5・3・1又は5
		・2に定める方法			・2に定める方法
14	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	14	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・
		5・2又は5・3・2に定める			5・2又は5・3・2に定
		方法			方法
15	[略]	シス体にあっては日本工業規格	15	[略]	シス体にあっては <u>日本産業</u>
		K0125の5・1、5・2又は5			K0125の5・1、5・2又
		・3・2に定める方法、トラン			・3・2に定める方法、ト
		ス体にあっては <u>日本工業規格</u> K			ス体にあっては日本産業規

		0125の5・1、5・2又は5・			0125 <i>の</i> 5
		3・1に定める方法			3・1に
16	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	16	[略]	日本産業
		5 · 2 、5 · 3 · 1 、5 · 4 ·			5 · 2,
		1又は5・5に定める方法			1又は5
17	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	17	[略]	日本産業
		5 · 2 、 5 · 3 · 1 、 5 · 4 ·			5 · 2,
		1又は5・5に定める方法			1又は5
18	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	18	[略]	日本産業
		5・2又は5・3・1に定める			5 · 2 🗵
		方法			方法
[略]			[略]		
22	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、	22	[略]	日本産業
		5・2又は5・3・2に定める			5 · 2 🗵
		方法			方法
23	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の67・2、	23	[略]	日本産業
		67・3又は67・4に定める方法			67·3又
24	[略]	日本工業規格K0102の47・1、	24	[略]	日本産業
		47・3 又は47・4 に定める方法			47·3又
25	[略]	日本工業規格K0102の34・1 (	25	[略]	日本産業
		日本工業規格K0102の34の備考			日本産業
		1を除く。) 若しくは34・4 (			1 を除く
		妨害となる物質としてハロゲン			妨害とな
		化合物又はハロゲン化水素が多			化合物又
		量に含まれる試料を測定する場			量に含ま
		合にあっては、蒸留試薬溶液と			合にあっ
		して、水約200ミリリットルに硫			して、水
		酸10ミリリットル、りん酸60ミ			酸10ミリ
		リリットル及び塩化ナトリウム			リリット
		10グラムを溶かした溶液とグリ			10グラム
		セリン250ミリリットルを混合し			セリン25
		、水を加えて1,000ミリリットル			、水を加
		としたものを用い、 <u>日本工業規</u>			としたも
		格K0170-6の6図2注記のア			<u>格</u> K0170
		ルミニウム溶液のラインを追加			ルミニウ
		する。)に定める方法又は <u>日本</u>			する。)
		工業規格K0102の34・1・1 c)			産業規格
		(注(²)第3文及び <u>日本工業規</u>			(注(²)
		格K0102の34の備考1を除く。			<u>格</u> K0102
		)に定める方法(懸濁物質及び			) に定め

		0125の5・1、5・2又は5・
		3・1に定める方法
1.6	Γ <b>m</b> ⁄2 ¬	
16	[略]	日本産業規格 K 0125の 5 ・ 1 、
		5 · 2 、5 · 3 · 1 、5 · 4 ·
	Fre to 3	1又は5・5に定める方法
17	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、
		5 · 2 , 5 · 3 · 1 , 5 · 4 ·
	5.4.7	1又は5・5に定める方法
18	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、
		5・2又は5・3・1に定める
		方法 方法
[略]		
22	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、
		5・2又は5・3・2に定める
		方法
23	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の67・2、
		67・3又は67・4に定める方法
24	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の47・1、
		47・3 又は47・4 に定める方法
25	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の34・1 (
		日本産業規格K0102の34の備考
		1を除く。) 若しくは34・4 (
		妨害となる物質としてハロゲン
		化合物又はハロゲン化水素が多
		量に含まれる試料を測定する場
		合にあっては、蒸留試薬溶液と
		して、水約200ミリリットルに硫
		酸10ミリリットル、りん酸60ミ
		リリットル及び塩化ナトリウム
		10グラムを溶かした溶液とグリ
		セリン250ミリリットルを混合し
		、水を加えて1,000ミリリットル
		としたものを用い、 <u>日本産業規</u>
		格K0170-6の6図2注記のア
		ー ルミニウム溶液のラインを追加
		する。)に定める方法又は <u>日本</u>
		産業規格K0102の34・1・1 c)
		(注( <sup>2</sup> )第3文及び日本産業規
		格K0102の34の備考1を除く。
		)に定める方法(懸濁物質及び
	l	

		イオンクロマトグラフ法で妨害			イオンクロマトグラフ法で妨
		となる物質が共存しないことを			となる物質が共存しないこと
		確認した場合にあっては、これ			確認した場合にあっては、こ
		を省略することができる。)及			を省略することができる。)
		び水質汚濁に係る環境基準につ			び水質汚濁に係る環境基準に
		いて付表7に掲げる方法			いて付表7に掲げる方法
26	[略]	亜硝酸化合物にあっては <u>日本工</u>	26	[略]	亜硝酸化合物にあっては日本
		<u>業規格</u> K0102の43・1に定める			<u>業規格</u> K0102の43・1に定め
		方法により測定された亜硝酸イ			方法により測定された亜硝酸
		オンの濃度に換算係数0.3045を			オンの濃度に換算係数0.3045
		乗じて亜硝酸性窒素の量を測定			乗じて亜硝酸性窒素の量を測
		する方法、硝酸化合物にあって			する方法、硝酸化合物にあっ
		は <u>日本工業規格</u> K0102の43・2			は <u>日本産業規格</u> K0102の43・
		· 1 、 43 · 2 · 3 、 43 · 2 · 5			· 1 、 43 · 2 · 3 、 43 · 2 ·
		又は43・2・6に定める方法に			又は43・2・6に定める方法
		より測定された硝酸イオンの濃			より測定された硝酸イオンの
		度に換算係数0.2259を乗じて硝			度に換算係数0.2259を乗じて
		酸性窒素の量を測定する方法			酸性窒素の量を測定する方法
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
別表第1 (第4条関係)	別表第1 (第4条関係)				
岩手県再生資源利用認定製品品質基準	岩手県再生資源利用認定製品品質基準				
品質及 1 次のいずれかの規格等に適合していること。	品質及 1 次のいずれかの規格等に適合していること。				
び安全 (1) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号)	び安全 (1) 産業標準化法 (昭和24年法律第185号)				
性に関 <u>第17条第1項</u> の <u>日本工業規格</u>	性に関 第20条第1項の日本産業規格				
する基 (2)~(5) [略]	する基 (2)~(5) [略]				
進 2 [略]	進 2 [略]				
[略]	[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。	,				

附則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。